

令和 7 年 9 月市議会 建設水道委員会資料

第 1 6 4 号議案

長崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2 ～ 7
2 改正の内容	8
3 使用料の再算定	9 ～ 12
4 新旧対照表	13
【参考 1】 条例施行規則で制定するもの	14
【参考 2】 使用料・手数料の算定方針	15 ～ 20
【参考 3】 使用料の改定	21 ～ 22

まちづくり部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

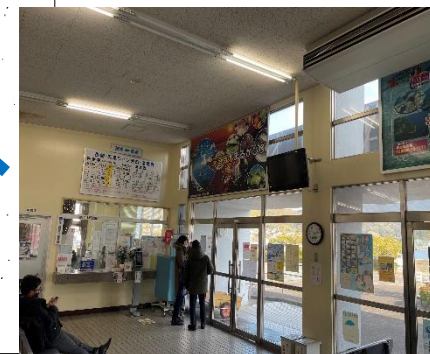
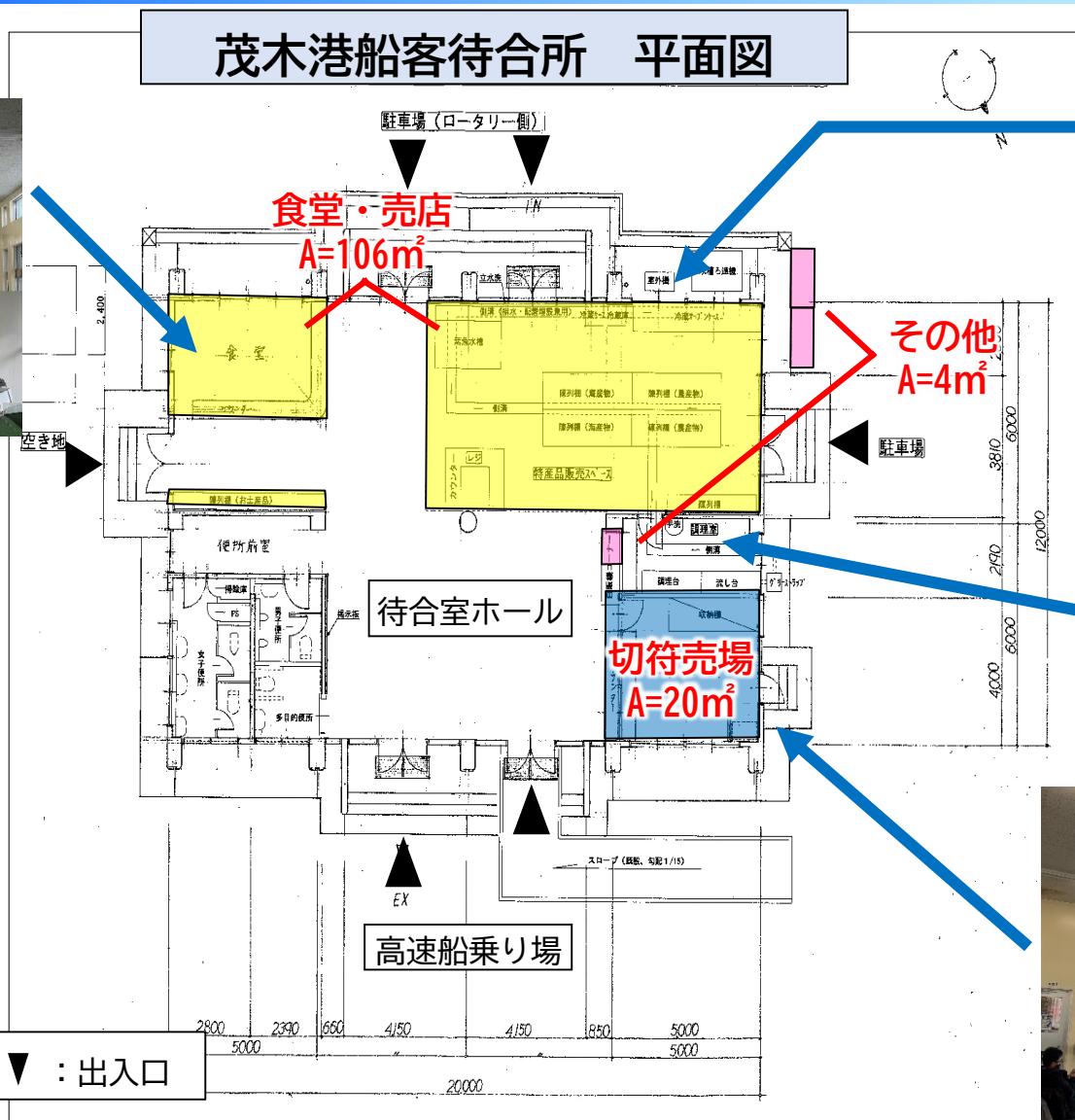
(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（まちづくり部所管分）

条 例	施設名
長崎市港湾施設条例	長崎市茂木港船客待合所
	長崎市伊王島港ターミナル
	長崎市高島港ターミナル
	長崎市池島港船客待合所

(3) 施設概要

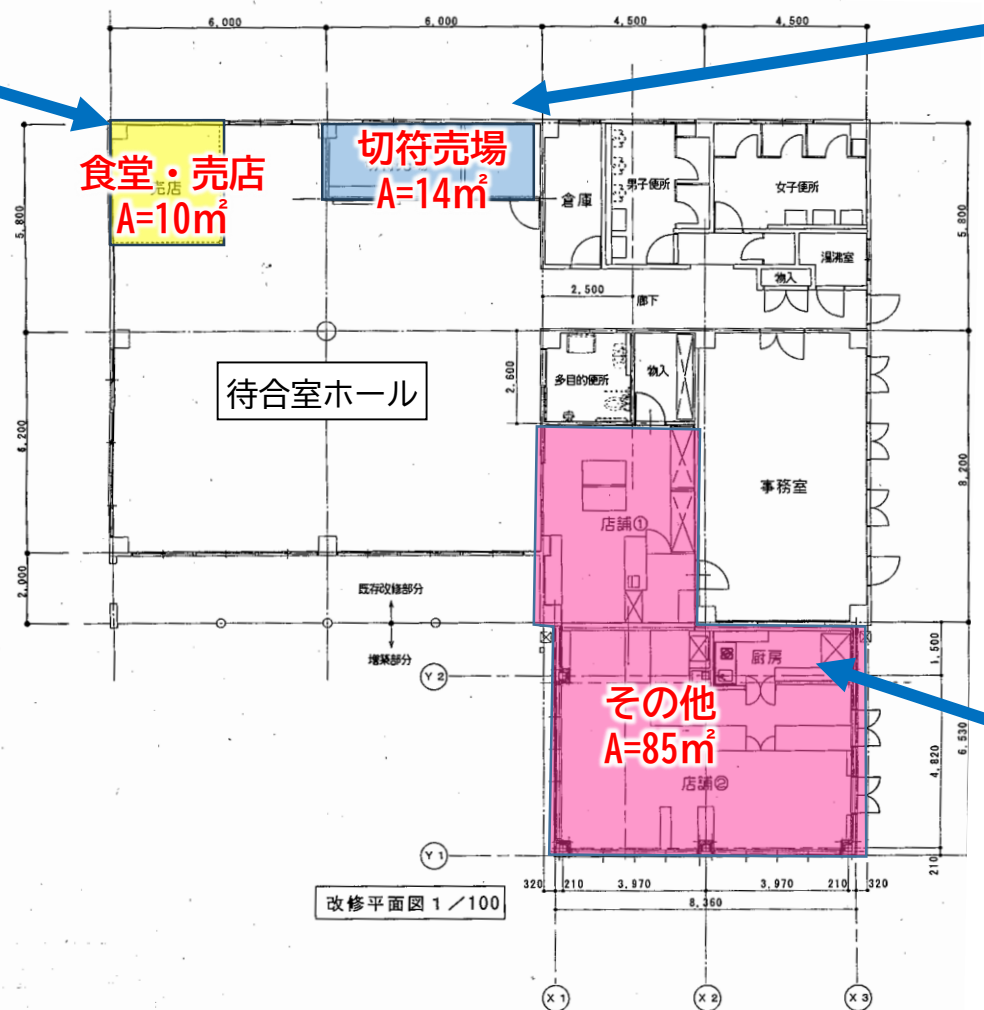


参考 【建設年】昭和55年（築45年） 【構造】鉄筋コンクリート造 【延床面積】A=240m²

1 改正の概要

(3) 施設概要

伊王島港ターミナル 平面図

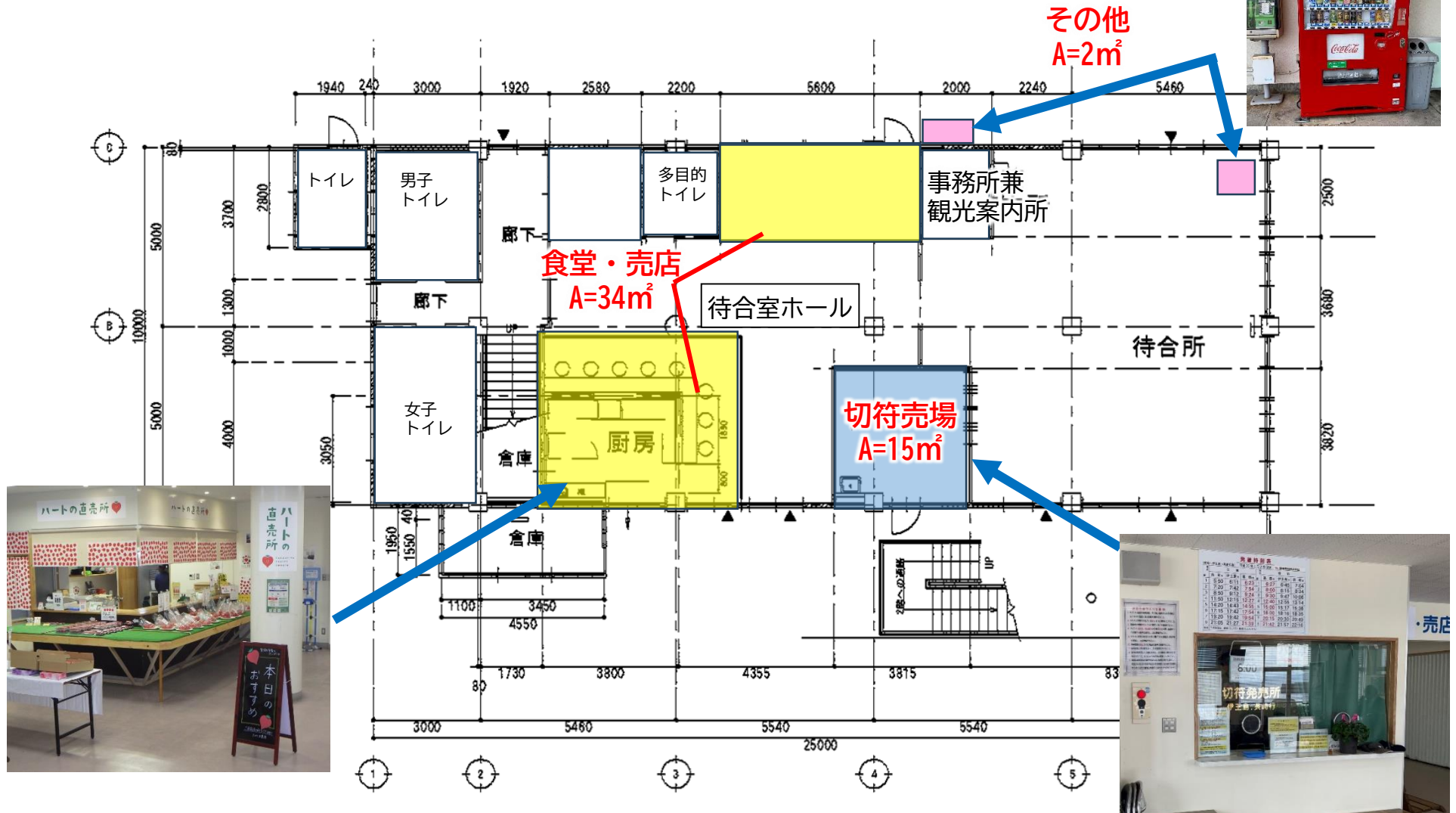


参考 【建設年】平成元年（築36年） 【構造】鉄筋コンクリート造 【延床面積】A=325m²

1 改正の概要

(3) 施設概要

高島港ターミナル 平面図 (1階)

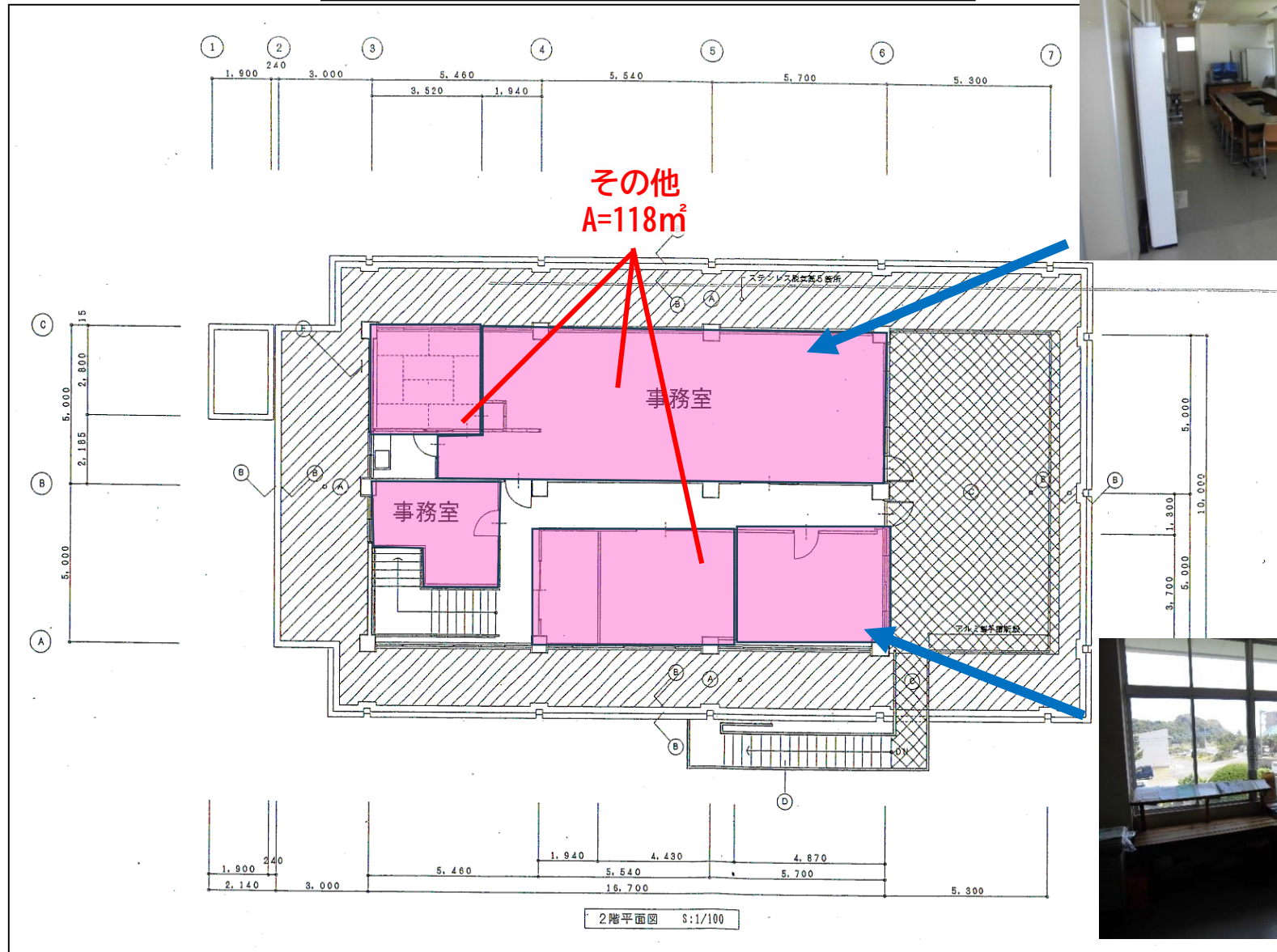


参考 【建設年】 昭和47年 (築53年) 【構造】 鉄筋コンクリート造2階建て 【延床面積】 $A=417\text{m}^2$

1 改正の概要

(3) 施設概要

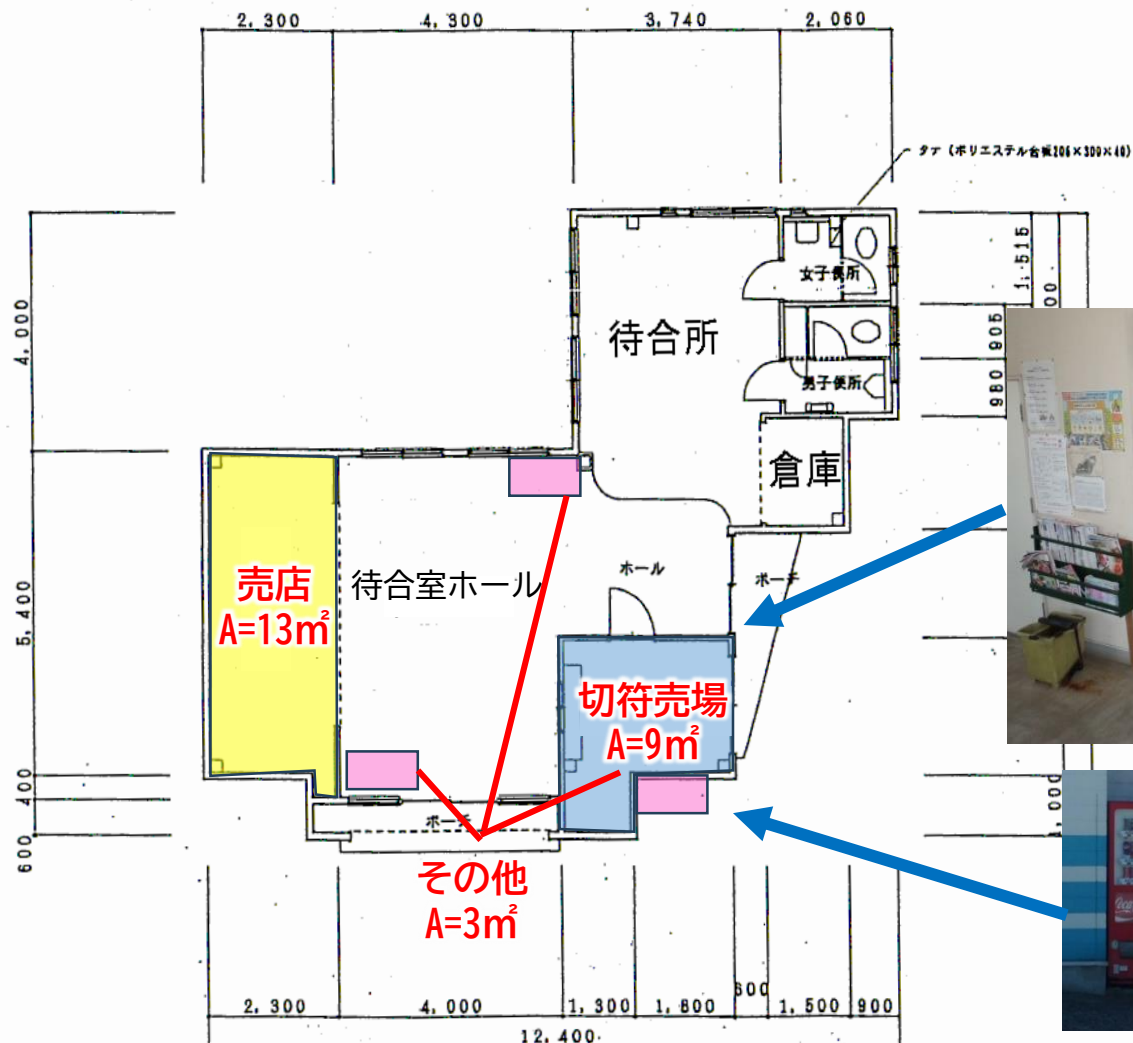
高島港ターミナル 平面図 (2階)



1 改正の概要

(3) 施設概要

池島港船客待合所 平面図



参考 【建設年】 平成7年 (築30年) 【構造】 鉄筋コンクリート造 【延床面積】 A=81.94m²

2 改正の内容

(1) 港湾施設

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第5条関係））

区 分		現 行(1平方メートル につき1月)	改正案(1平方メートル につき1月)
長崎市茂木港 船客待合所	切符売場	1,079円	1,078円
	食堂又は売店	1,183円	1,302円
	その他の施設	1,613円	2,097円
長崎市伊王島港 ターミナル	切符売場	796円	956円
	食堂又は売店	796円	1,035円
	その他の施設	796円	956円
長崎市高島港 ターミナル	切符売場	1,361円	526円
	食堂又は売店	817円	981円
	その他の施設	817円	981円
長崎市池島港 船客待合所	切符売場	544円	708円
	売店	544円	708円
	その他の施設	272円	381円

イ 施行期日等

(ア) 施行期日 令和8年4月1日

(イ) 経過措置 改正後の長崎市港湾施設条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 使用料の再算定

(1) 港湾施設（貸館施設・通常算定）

ア 算定結果（茂木港船客待合所）

区分		総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
港湾施設	切符売場【月額】	2,374,811円	130㎡	12か月	70.6%	2,156円	50%
	食堂・売店【月額】						100%
	その他【月額】						100%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の小さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
切符売場 (20㎡)	21,580円	43,114円	21,557円	25,896円	21,557円	-23円
食堂・売店 (106㎡)	125,398円	228,504円	228,504円	137,938円	137,938円	12,540円
その他 (4㎡)	6,452円	8,623円	8,623円	8,388円	8,388円	1,936円

【参考】 条例上の料金体系 (1平方メートル あたり1月)	施設名称	現行料金	改正案	増 減
	切符売場	1,079円	1,078円	-1円
	食堂・売店	1,183円	1,302円	119円
	その他	1,613円	2,097円	484円

3 使用料の再算定

(1) 港湾施設（貸館施設・通常算定）

イ 算定結果（伊王島港ターミナル）

区分		総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
港湾施設	切符売場【月額】	3,254,644円	109㎡	12か月	100%	2,488円	50%
	食堂・売店【月額】						100%
	その他【月額】						100%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の小さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
切符売場 (14㎡)	11,144円	34,836円	17,418円	13,373円	13,373円	2,229円
食堂・売店 (10㎡)	7,960円	24,883円	24,883円	10,348円	10,348円	2,388円
その他 (85㎡)	67,660円	211,502円	211,502円	81,192円	81,192円	13,532円

【参考】 条例上の料金体系 (1平方メートル あたり1月)	施設名称	現行料金	改正案	増 減
	切符売場	796円	956円	160円
	食堂・売店	796円	1,035円	239円
	その他	796円	956円	160円

3 使用料の再算定

(1) 港湾施設（貸館施設・通常算定）

ウ 算定結果（高島港ターミナル）

区分		総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
港湾施設	切符売場【月額】	1,334,524円	169㎡	12か月	62.6%	1,052円	50%
	食堂・売店【月額】						100%
	その他【月額】						100%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の小さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
切符売場 (15㎡)	20,415円	15,776円	7,888円	24,498円	7,888円	-12,527円
食堂・売店 (34㎡)	27,778円	35,759円	35,759円	33,334円	33,334円	5,556円
その他 (120㎡)	98,040円	126,210円	126,210円	117,648円	117,648円	19,608円

【参考】 条例上の料金体系 (1平方メートル あたり1月)	施設名称	現行料金	改正案	増 減
	切符売場	1,361円	526円	-835円
	食堂・売店	817円	981円	164円
	その他	817円	981円	164円

3 使用料の再算定

(1) 港湾施設（貸館施設・通常算定）

工 算定結果（池島港船客待合所）

区分		総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
港湾施設	切符売場【月額】	839,046円	25㎡	12か月	95.7%	2,921円	50%
	売店【月額】						100%
	その他【月額】						100%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の小さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
切符売場 (9㎡)	4,896円	26,290円	13,145円	6,365円	6,365円	1,469円
売店 (13㎡)	7,072円	37,975円	37,975円	9,194円	9,194円	2,122円
その他 (3㎡)	816円	8,763円	8,763円	1,142円	1,142円	326円

【参考】 条例上の料金体系 (1平方メートル あたり1月)	施設名称	現行料金	改正案	増 減
	切符売場	544円	708円	164円
	売店	544円	708円	164円
	その他	272円	381円	109円

4 新旧対照表

(1) 港湾施設

改正後			改正前		
長崎市港湾施設条例 第1条～第18条〔略〕 別表（第5条関係）			長崎市港湾施設条例 第1条～第18条〔略〕 別表（第5条関係）		
区分		金額	区分		金額
長崎市茂木港船 客待合所	切符売場	円 1,078	長崎市茂木港船 客待合所	切符売場	円 1,079
	食堂又は売店	1,302		食堂又は売店	1,183
	その他の施設	2,097		その他の施設	1,613
長崎市伊王島港 ターミナル	切符売場	956	長崎市伊王島港 ターミナル	切符売場	796
	食堂又は売店	1,035		食堂又は売店	796
	その他の施設	956		その他の施設	796
長崎市高島港 ターミナル	切符売場	526	長崎市高島港 ターミナル	切符売場	1,361
	食堂又は売店	981		食堂又は売店	817
	その他の施設	981		その他の施設	817
長崎市池島港船 客待合所	切符売場	708	長崎市池島港船 客待合所	切符売場	544
	売店	708		売店	544
	その他の施設	381		その他の施設	272
備考 1 利用時間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、その利用期間又はその端数期間は、1月として計算する。 2 使用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。			備考 1 利用時間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、その利用期間又はその端数期間は、1月として計算する。 2 使用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。		

【参考１】 条例施行規則で制定するもの

減免については、条例に基づき、規則に制定する。

（１） 港湾施設

ア 減 免

（ア） 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する 場合及び市が主催又は共催する 事業で施設を利用するとき	-	減免率100%
国、他の地方公共団体、公共団体、 又は公共的団体において、本市と 協議等のため公用財産を使用する とき	-	減免率100%

（イ） その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	-	市長が定める額

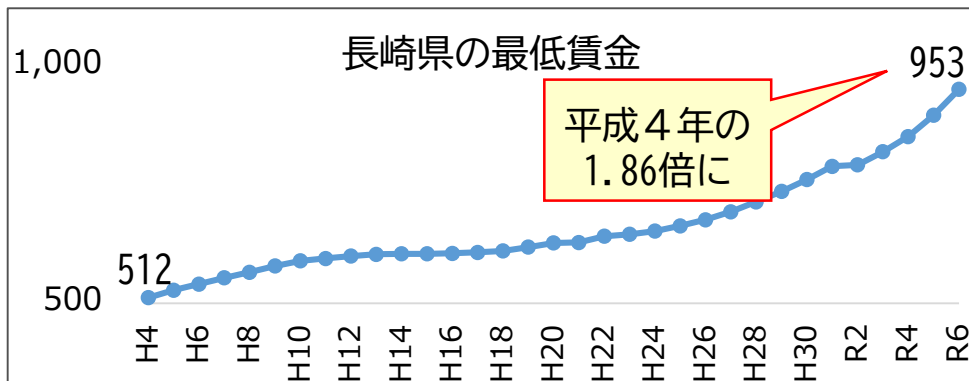
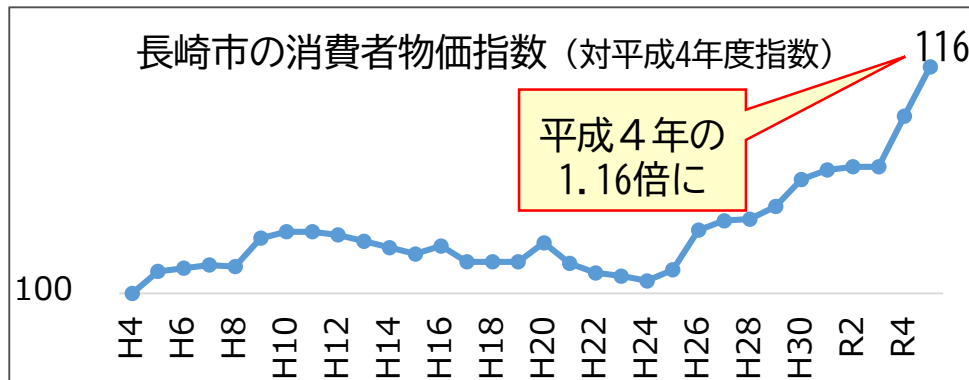
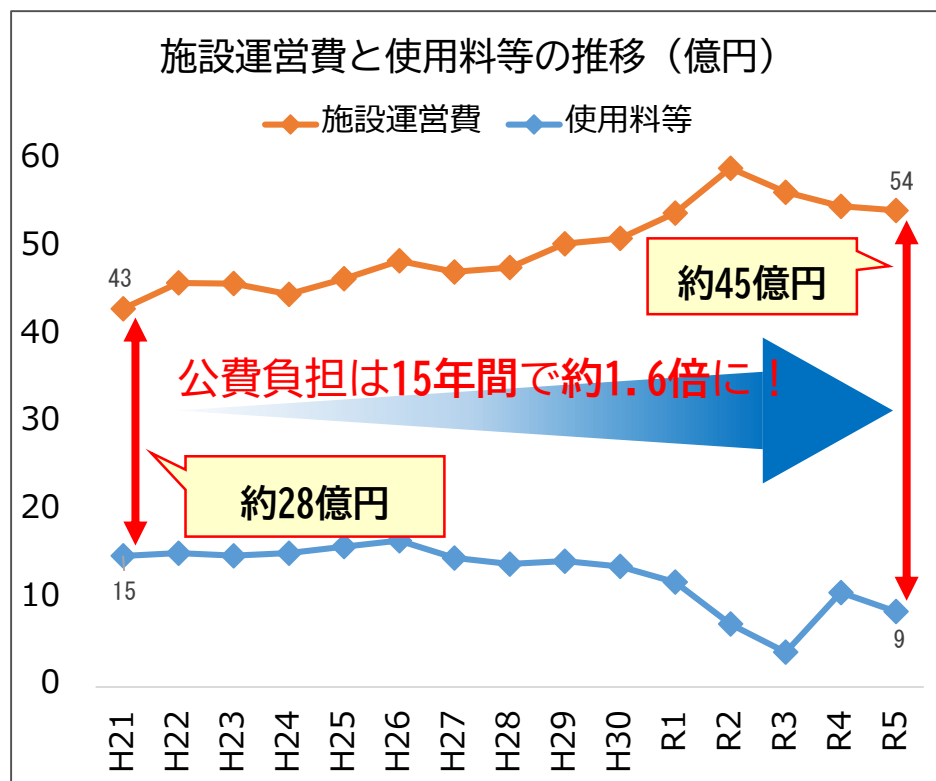
【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの施設運営費は増加し続けているため、本来、施設の利用者が負担する使用料で賄うべき施設運営費を賄っておらず、不足分は公費（税金等）で補っている状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「使用料・手数料の算定方針」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、受益者負担の適正化及び持続的な市民サービスの提供を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、業務内容や必要な人数等の適正化を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等のデジタル化を推進する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、利用者の増加策や運営費の削減のほか、施設の統廃合や民間への貸付を検討する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、持続可能な財政運営に寄与する。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$1人あたりの使用料 = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$1室1時間あたりの使用料 = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

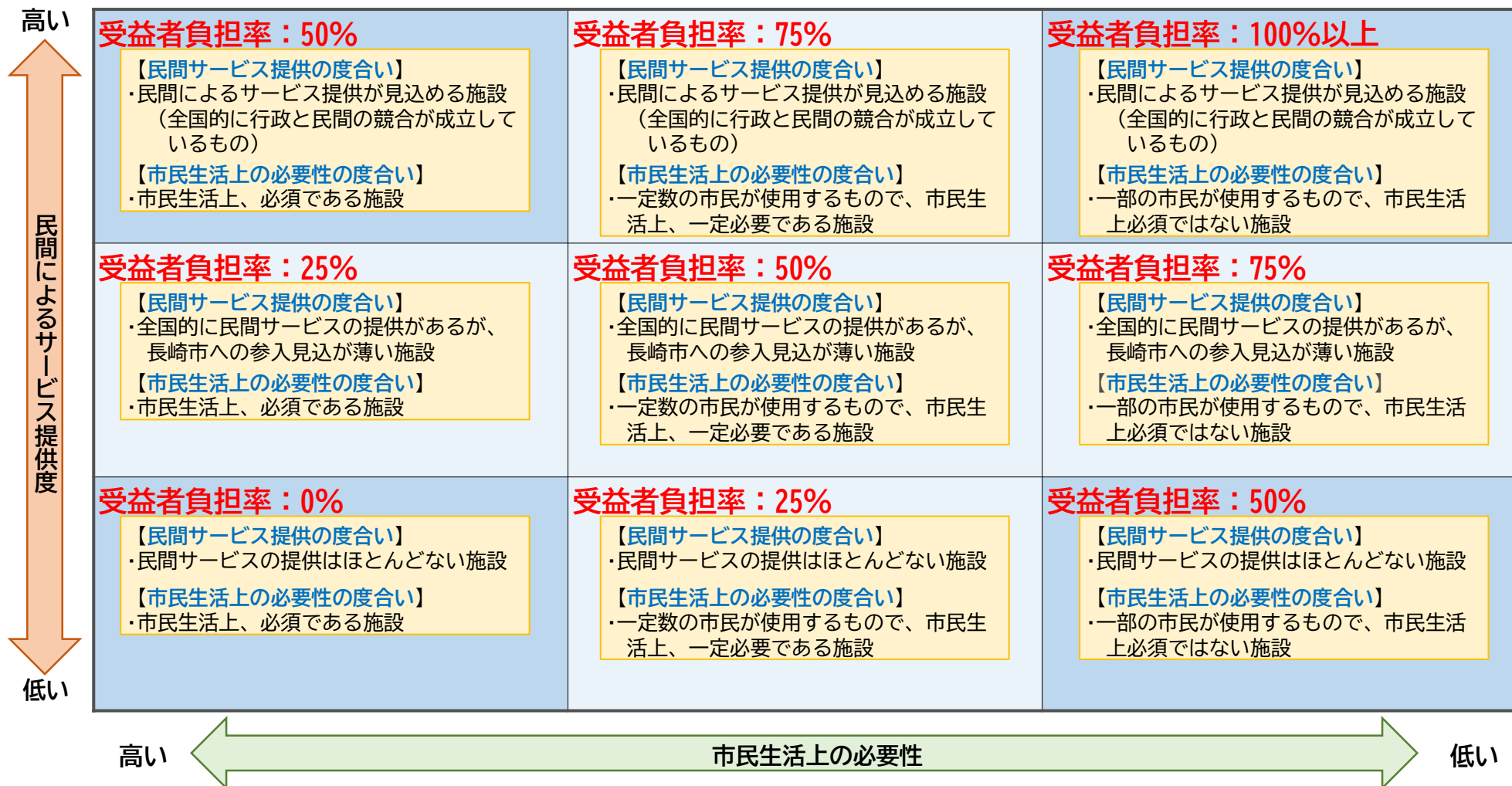
（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。



【参考2】使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

エ 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

オ 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、減免は例外的な取扱いであるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「合理的な理由」がある場合のみ、例外的に減免することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1 分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

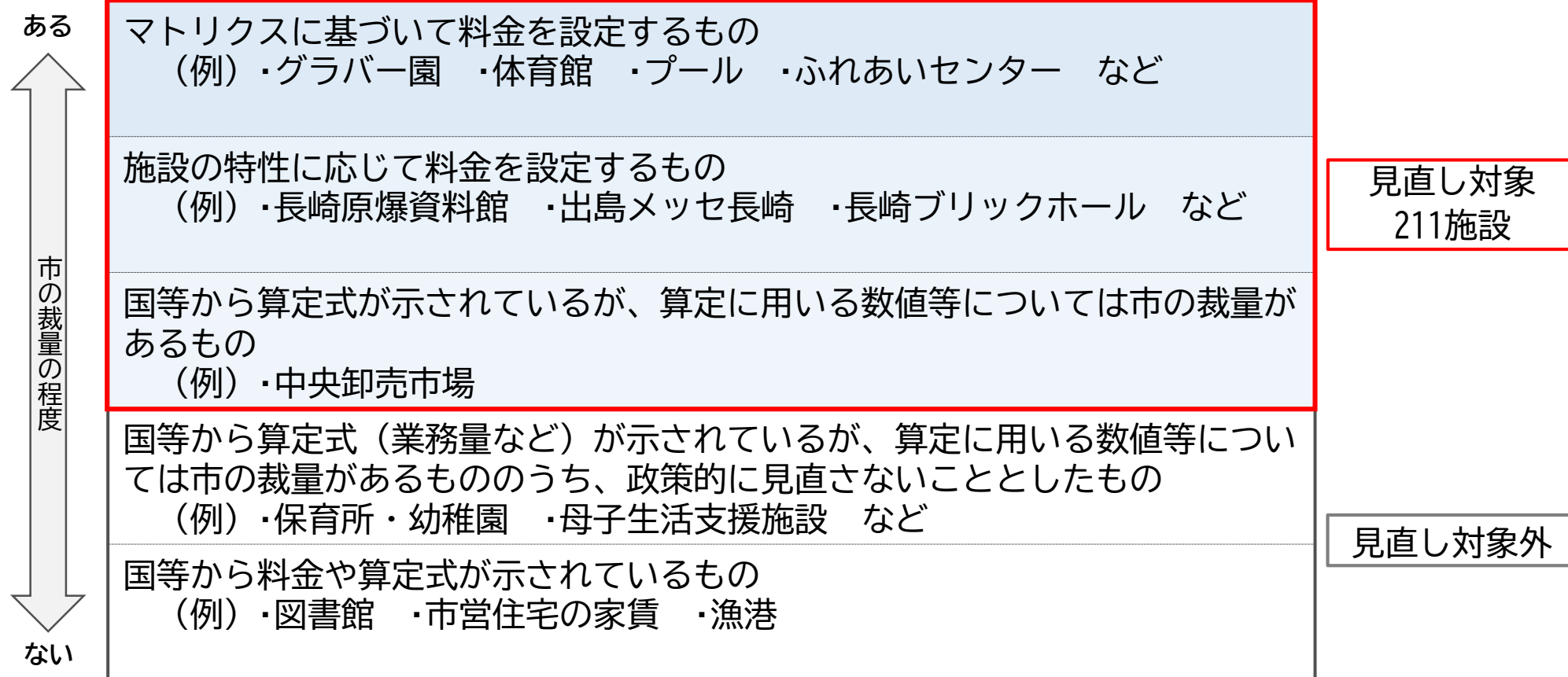
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、原則として5年毎に実施する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考3】 使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考3】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（スロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い